

指定管理者議案説明資料

所管 スポーツ局スポーツ部施設課

施設の名称（所在地）	札幌市スポーツ交流施設（東区栄町）
選定方法	非公募（別紙１参照）

1 施設の概要

(1) 設置条例	札幌市スポーツ交流施設条例
(2) 設置目的	スポーツ等を通して市民の交流の促進を図ることにより、市民の健康増進及び市民文化の向上に資すること。
(3) 施設の事業内容	(1) コミュニティドーム、球技場、テニスコートその他の施設を使用に供すること。 (2) スポーツ等を通して憩い、交流する場を提供すること。 (3) その他交流施設の設置目的を達成するために必要な事業
(4) 現在の指定管理者	一般財団法人札幌市スポーツ協会
(5) 指定管理費	193,940 千円（令和４年度予算額）※利用料金制度

2 指定管理者として指定する団体の概要

名 称	一般財団法人札幌市スポーツ協会
所 在 地	札幌市中央区中島公園 1 番 5 号 札幌市中島体育センター内
代 表 者 名	理事長 石川 義浩
設立年月日	昭和 59 年 4 月 1 日
設 立 目 的	札幌市におけるスポーツの普及振興及び健康づくり活動の支援のために必要な事業を行うとともに、札幌市の設置するスポーツ施設及び健康づくり施設の管理運営に関する事業を行い、もって北海道におけるスポーツの振興及び道民の健康増進に寄与すること。
資 本 金	20,000 千円（札幌市出資額 5,000 千円、出資割合 25%）
職 員 数	155 人（令和 3 年 3 月 31 日現在）※役員、契約職員等を除く。
事 業 概 要 （令和 4 年度）	(1) スポーツ教室・スポーツ普及啓発事業、障がい者スポーツ普及促進事業の実施及び大会等の開催並びに他のものが行うこれらの催しへの協力 (2) 加盟競技団体、スポーツ団体等との連携、支援、競技力向上・普及促進事業 (3) スポーツ少年団活動を通じて、子どもたちの健全な心身の発育発達に資するために、札幌市スポーツ少年団を設置し、各種事業による普及と組織育成を行う。 (4) 健康・体力づくり推進事業 (5) 札幌市からの指定による各種スポーツ施設及び健康づくり施設の管理運営 (6) 札幌市からの委託による各種スポーツ事業及び健康づくり事業の実施

	(7) スポーツ経営人材の育成及び活用、スポーツを活用した社会貢献活動 (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
決 算 (令和3年度)	収入：3,744,595,197 円 支出：3,990,469,518 円

3 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

4 選定結果

別紙2のとおり

5 事業計画

項 目	事 業 内 容
施設管理運営業務	(1) 統括管理運営業務 ア 管理運営組織の確立 イ 管理水準の維持向上に向けた取組 ウ 第三者に対する委託業務等の管理 エ 札幌市及び関係機関との連絡調整 ・札幌市及び指定管理者、利用者団体、外部有識者等で構成する運営協議会の設置 オ 要望・意見・苦情等への対応 カ 記録・モニタリング・報告・評価 ・利用者満足度アンケート調査における総合満足度及び接遇満足度の目標値を、市が定める要求水準以上に設定 (2) 施設・設備等の維持管理に関する業務 ア 維持管理業務 イ 防災・安全管理業務 (3) 事業の計画と実施に関する業務 施設を戦略的に活用した取組や事業の企画、立案及び実施 (4) 施設の利用等に関する業務 ア 受付カウンター業務 イ 使用等の承認等に関する業務 ウ 施設の開放計画に関する業務 (5) 管理運営業務に付随する業務 ア 広報業務 ・各種案内の配布 ・SNSの活用

	・ホームページの運営 イ 公務視察対応 ウ 引継業務
自主事業	(1) 施設を戦略的に活用した取組 ア 多種目体験事業 イ トップアスリート輩出に向けた事業 (2) スポーツ教室等の実施 (3) スポーツ大会・イベントの実施 (4) 地域コミュニティ支援の実施 (5) 自動販売機の設置

6 収支計画

(単位：千円)

項 目	金額（消費税及び地方消費税を含む。）					
	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	合計
施設総収入	245,981	247,610	249,255	250,917	252,598	1,246,361
指定管理業務に係る収入	235,556	237,043	238,544	240,060	241,591	1,192,794
指定管理費	86,911	86,911	86,911	86,911	86,911	434,555
利用料金	148,645	150,132	151,633	153,149	154,680	758,239
その他の収入	0	0	0	0	0	0
自主事業等収入 （うち指定管理業務充当分）	10,425 (0)	10,567 (0)	10,711 (0)	10,857 (0)	11,007 (0)	53,567 (0)
施設総支出	235,836	236,031	236,010	237,160	237,428	1,182,465
指定管理業務に係る支出	227,864	227,973	227,856	228,940	229,118	1,141,751
自主事業等支出	7,972	8,058	8,154	8,220	8,310	40,714
収支の差額	10,145	11,579	13,245	13,757	15,170	63,896

※ 指定管理費の合計額が、債務負担行為設定額となる。

別紙 1

選定方法を非公募とした理由

1 札幌市スポーツ交流施設の位置付けについて

札幌市スポーツ交流施設（以下「スポーツ交流施設」という。）は、スポーツ等を通して市民の交流の促進を図ることにより、市民の健康増進及び市民文化の向上の資することを目的とする施設であり、個人の年齢や性別、障がいの有無、競技レベル等を問わず、全ての市民にスポーツを行う場所を提供している。

また、冬季オリンピック・パラリンピックの招致を目指している本市においては、スポーツ実施率や競技レベルの向上、共生社会の実現を目指した障がい者スポーツの普及振興に取り組んでいる。

2 戦略的活用について

本市が策定した「札幌市スポーツ推進計画」（以下「推進計画」という。）は、市民が、個人の年齢や性別、障がいの有無等を問わず、それぞれの関心、適性等に応じてスポーツに参画する環境を整備し、スポーツの力をもって、青少年の健全育成、生涯を通じた健康の維持、地域コミュニティの再生、そして本市の活力の創造に寄与することを目的としており、個々の様々な状況に応じたスポーツ参加の機会の提供、次世代のアスリート育成等に係る施策を掲げている。

スポーツ交流施設は、利用者の心身の健全なる発達や健康増進に寄与するとともに、スポーツ等を通じた利用者の憩い、交流する場となっているものの、当該利用者は、従来からスポーツや健康に関心のある者が主であり、推進計画の目的の達成に当たっては、当該利用者に加え、スポーツに触れる機会の少ない高齢者や子どもなどの多様な層へのスポーツ参加の機会の提供を推進する必要がある。

また、本市においては、推進計画の目的の実現を目指して、スポーツ交流施設の現在の指定管理者である一般財団法人札幌市スポーツ協会（以下「スポーツ協会」という。）に委託を行い、障がいに応じたスポーツ教室等を行っているほか、スポーツ協会においても、本市の補助金の対象事業としてジュニア世代のアスリートの発掘・育成事業を、自主事業として個々のライフステージに応じたスポーツ教室、多種目のスポーツ体験会等を行っているが、その効果は限定的である。

このことから、施設の貸出しとともに、スポーツ施設の戦略的活用（以下「戦略的活用」という。）という位置付けの下、スポーツ教室、障がい者スポーツ推進事業、多種目体験教室及びジュニアアスリート発掘・育成事業といった、施設を活用した事業（以下「活用事業」という。）を長期的かつ一体的に構築して実施することが必要である。

戦略的活用の狙いは、施設の管理運営と活用事業を一体的に実施することにより、「市民のスポーツ活動の活性化」→「競技の裾野拡大」→「競技力の向上」→「トップアスリートの輩出」→「スポーツへの興味・関心の高揚」→「市民のスポーツ活動の活性化」…といった好循環を創出し、「地域スポーツの活性化・裾野拡大」及び「次世代のトップアスリートの輩出」に向けた事業の効果を相乗的に高めていくことにある。

具体的には、現行の取組に加えて、地元のトップアスリートの活躍をきっかけとして、幅広い年齢層にその競技への関心を持ってもらうことやジュニアアスリートの育成事業から輩出したトップアスリートを活用事業の指導者として活用することで、当該トップアスリートにそれまでに培った経験や技術を地域スポーツに還元してもらうなど、戦略的活用を効果的に行っていくことで、体育施設等の利用者が増加し、更なる裾野拡大等につなげていくことが期待できる。

また、このような循環の実現には、それぞれの活用事業において個々の目的を達成することのみを意識するのではなく、他の活用事業との相乗効果を意識して、複数の活用事業を組み合わせることで企画立案することが必要と考えられる。

そして、ジュニアアスリートの発掘・育成には時間を要するため長期的に取り組むことが必要であることに加えて、ジュニアアスリートの発掘・育成はもとより、あらゆる人にスポーツ参加の機会を提供するスポーツ教室、障がい者スポーツ体験教室及び多種目体験教室についても、年齢や競技レベルのほか市民のニーズに応じた企画運営を行う必要があり、より効果の高い事業の実施には各競技の専門知識を有するスタッフ・指導者の確保・育成、事業の企画立案等に関するノウハウの蓄積、競技団体等とのネットワークの構築が不可欠であることなどから、戦略的活用による推進計画の実現のためには、長期的な視野に立って継続的な事業運営を行うことが求められる。

なお、戦略的活用については、次期推進計画（令和５年度～令和１４年度（予定））

において明確に位置付けて、本市の政策として推進していく予定である。

3 非公募の必要性

上記2のとおり、戦略的活用に当たっては、長期的な視野に立った継続的な事業運営や人材育成、ノウハウの蓄積などが特に必要であり、戦略的活用の目的である循環の創出のためには、一貫した事業の実施体制が不可欠であることから、良好に施設の運営が行われている限りは、同一の団体に継続して施設の管理運営を行わせる必要がある。

また、戦略的活用は、推進計画の目的の達成に向けて必要であり、次期推進計画においては明確に位置付けて、本市の政策として推進していく予定であることから、スポーツ交流施設の指定管理者については、本市と一体となり、本市の継続的かつ積極的な関与の下で、本市の方針に柔軟に対応できる体制を構築することができる者である必要がある。

4 スポーツ協会について

スポーツ協会は、従前からスポーツ交流施設の管理運営を適切かつ良好に行っており、十分な実績を有していることが認められる。

※ スポーツ協会は、令和2年4月1日に「一般財団法人さっぽろ健康スポーツ財団」（以下「スポーツ財団」という。）と「一般財団法人札幌市体育協会」（以下「体育協会」という。）が合併して設立された団体であり、同日前はスポーツ財団（その前身の団体を含む。）がスポーツ交流施設の管理運営を行っていた。

また、スポーツ協会は、本市が人的及び財政的に関与し、密接に連携して事業を実施していくことが可能な本市の出資団体であり、本市と一体となり、本市の継続的かつ積極的な関与の下で、本市の方針に柔軟に対応できる体制を構築することができる者である。

さらに、スポーツ協会は、これまでスポーツ教室等の自主事業、障がい者スポーツ体験会等の委託事業などを実施してきており、活用事業を企画運営するために必要な人材、知識・ノウハウを有していると認められる。

そして、活用事業の実施に当たっては競技団体との連携は必要不可欠であるところ、令和2年4月1日には、スポーツ交流施設を管理運営していたスポーツ財団と、加盟競技団の選手育成強化等を担ってきた体育協会が合併してスポーツ協会となったことにより、スポーツ協会が指定管理を行う各施設において加盟する53競技団

体を活用した事業の実施が可能となった。

以上のことから、スポーツ交流施設について非公募とし、現在の指定管理者であるスポーツ協会に申し込みを求めたものである。

別紙 2

札幌市スポーツ交流施設の指定管理者の選定結果について

1 選定委員会開催経過

第1回 令和4年 7月 14日 募集要項、選定基準、選定方法等について

第2回 令和4年 10月 26日 書類審査、面接審査、選定

2 選定委員会委員

委員 7名（市職員 1人、外部委員 6人）

委員長 石澤 伸弘 北海道教育大学札幌校保健体育教育分野教授

副委員 佐藤 裕則 北海道新聞社 企画室スポーツ戦略本部長

委員 千葉 崇晶 公認会計士

委員 田畑 正幸 社会保険労務士

委員 和泉 明一 札幌市中学校体育連盟会長

委員 伊藤 みき 北海道オール・オリンピックズ（元女子フリースタイルスキー・モーグル選手）

委員 佐藤 美賀 スポーツ局スポーツ部部長

3 応募団体

団体名：一般財団法人札幌市スポーツ協会（※現指定管理者）

非公募により応募を求めた理由：別紙1のとおり

4 選定結果（指定管理者候補者）

(1) 選定された団体

一般財団法人札幌市スポーツ協会 理事長 石川 義浩

札幌市中央区中島公園 1 番 5 号札幌市中島体育センター内

(2) 選定の理由

一般財団法人札幌市スポーツ協会の提案は、札幌市スポーツ交流施設の管理運営業務における各要求水準を満たしており、各種大会に応じた施設コンディションを提供でき得る管理運営計画について評価を得た。

施設の利用者数増やイベント等の誘致に向けた取組については、より一層の創意工夫や改善が求められる旨の意見があったが、これまでの施設の管理運営が良好で、安定した管理運営を担える組織体制が評価された。

さらに、自主事業として多種目体験事業やスポーツ教室等を実施し、当該事業を含めた全事業において得られた利益のうち、5%を目安に施設内の備品等の形で還元するとの提案もあった。

以上の点から、札幌市スポーツ交流施設の設置目的を効果的に達成するために、一般財団法人札幌市スポーツ協会は指定管理者の候補者として適切であると判断された。

(3) 評価結果

選定基準	配点	候補者
①平等利用の確保	50 点	30 点
②施設の効用発揮	450 点	284 点
③安定経営能力	200 点	128 点
④管理経費の縮減	150 点	70 点
⑤その他	150 点	92 点
合計	1,000 点	604 点
得点率	—	60.4%